

学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十一号

学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同条第四項及び第五項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第六項中「中学校」の下に「又は義務教育学校の後期課程」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月奈良県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の一部改正)

第三条 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例(平成二十七年三月奈良県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条第五号イ中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(奈良県職業訓練の基準等に関する条例の一部改正)

第四条 奈良県職業訓練の基準等に関する条例(平成二十四年七月奈良県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「中学校を卒業した者」の下に「若しくは同法による義務教育学校を卒業した者」を加える。

(奈良県少年補導に関する条例の一部改正)

第五条 奈良県少年補導に関する条例(平成十八年三月奈良県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号ス中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(奈良県暴力団排除条例の一部改正)

第六条 奈良県暴力団排除条例(平成二十三年三月奈良県条例第三十五号)の一部を次

のように改正する。

第十三条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。